

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	母子保健課
委 託 業 務 名	大津市産後ケア事業
委 託 業 務 場 所	居宅
概 要	母子保健法第 1 7 条の 2 に基づく産後ケア事業（居宅訪問事業）を実施する。
契 約 期 間	令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 5 月 1 日
契 約 金 額	居宅訪問事業 1 回あたり 7, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	居宅訪問事業 〔所在地〕大津市秋葉台 2 6 番 1 7 号 〔名 称〕一般社団法人 滋優 マザーケアステーション手とて
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該事業は、市民がより身近な医療機関、助産所等で利用できる体制が必要であるため、医療法第 1 条の 5、第 2 条の病院、診療所、助産所等で、滋賀県産後ケア検討会で適切と認められた施設又は、分娩を取扱う施設を選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。